

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年9月18日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H29年〇〇〇〇〇土地改良区〇〇土地改良区定期検査の指適改善状況の確認した書類全部 農林水産部〇〇、法人検査課、農山漁村振興課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年10月2日、実施機関は、本件請求に係る公文書を「〇〇〇〇〇土地改良区及び〇〇土地改良区が定期検査の指摘に対する検査回答書を法人検査課（定期検査実施当時、評価検査課。以下、同じ。）に提出した後に、実施機関が指摘改善状況の確認を行った書類」のうち法人検査課において保有するものと特定し、当該公文書が不存在であるとして、条例第12条第3項の規定により公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年10月7日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和3年2月26日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為

2 審査請求の理由

本来あるべき書類（同改良区から指導要項に対する。回答した書類がないので出せ！

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、審査請求人が公文書公開請求した書類を、「〇〇〇〇〇土地改良区及び〇〇土地改良区が定期検査の指摘に対する検査回答書を法人検査課に提出した後に、実施機関が指摘改善状況の確認を行った書類」であると確認したが、法人検査課の分掌事務は「土地改良区等の検査に関すること」であり、検査完了後の指導等を行っておらず、検査回答書が提出された後の状況確認等を行っていないことから、審査請求人が請求する内容の書類は作成していない。

また、審査請求人は、審査請求の理由として、指摘に対する検査回答書の公開を求めているが、公文書公開請求書にある「指摘改善状況の確認」とは、改良区から回答書が提出された後の状況確認であることを審査請求人に対し確認したため、検査回答書を公文書公開請求の対象から除外した。

以上より、法人検査課は、当該公文書公開請求について、当該公文書公開請求について、条例第7条第2号の規定により公開請求を拒否した。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和3年 2月26日	諮問
同 7年 5月27日 第3部会（第20回）	審議
同 年 6月30日 第3部会（第21回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書の保有の有無について

実施機関は、本件請求に係る公文書を第2の2のとおり特定し、当該公文書が不存在であるとして本件処分を行っている。

これに対して、審査請求人は、「あるべき書類」が存在する旨主張しており、公文書の存在を争っていると解されることから、本件請求に係る公文書の保有の有無を以下検討する。

(1) 土地改良区の検査について

都道府県知事は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等を遵守させるために必要があると認めるときは、土地改良区の業務若しくは会計の状況を検査

することができることとされている（土地改良法（昭和24年法律第195号）第132条第1項）。

検査終了後には、徳島県土地改良区等検査実施要領第10条の規定に基づき、是正又は改善すべき点を記載した検査書が、検査を受けた土地改良区に交付され、当該土地改良区からは、検査指摘事項に係る見解や今後とるべき方針等を記載した検査回答書が実施機関に提出される。

(2) 土地改良区の検査における指摘事項の改善状況等の確認について

実施機関においては、土地改良区に対する検査を行った年度の翌年度以降に、検査指摘事項の改善状況の確認を実施することとされている。当該確認の実施は土地改良区の運営に関する指導に係る業務として、総合県民局及び東部農林水産局に分掌されており、〇〇〇〇〇土地改良区に対する指導は〇〇総合県民局農林水産部（〇〇）が行っており、実施機関の組織・権限に関する規程等からもこれに相違ないと認められる。

(3) 本件対象公文書の保有の有無について

したがって、法人検査課においては、〇〇〇〇〇土地改良区に対する検査指摘事項の改善状況の確認等の業務を行っていないことから、本件請求に係る公文書を保有しておらず、不存在であるとの実施機関の説明には、特に不合理な点は認められない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	

